

平成22年度 事業計画

はじめに

我が国の経済情勢は依然として厳しい状況下にあり、雇用失業率5%台と社会的な問題となっています。今後の高齢者就業対策は「意欲と能力がある限り年齢に関わりなく働ける社会」の実現が究極の課題となっています。先の事業仕分けにおけるシルバー事業援助費の評価結果がシルバー人材センターに与えた影響は大きく、センター機能の低下や存続問題等にも繋がりがねないと危惧されたほどでした。

この不鮮明な状況下、平成25年11月末日までに公益法人制度改革に従って公益法人への移行をしなければなりません。この「公益法人」へ移行するには「法を遵守」し、当センターが会員のためのものだけの存在ではなく広く地域住民のためにも喜ばれるような存在でなければなりません。

本来、シルバー人材センターは、法人移行問題とは関係なく、高齢者に「臨時的かつ短期的又はその他の軽易な就業」を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとするさまざまな社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の増進に資するものとなっています。それこそがシルバー人材センター事業の基本であり根本です。そのために大事なのが「安全就業」と「適正就業」です。

安全就業については一定の成果を達成することができましたが、適正就業については対応が不十分だった現状があります。しかし、これからは「安全就業」と「適正就業」両方に努め、更に、ボランティア活動をはじめとする様々な社会活動を実践し地域住民にその存在を喜ばれるような「公益法人」を目指します。

また、平成18年度のオープンから運営を受託している小都市高齢者社会活動支援センターの指定管理者としての業務も2期通算5年目となり、会員の活動拠点としての重要性は年々高まっています。今後は更に、様々な事業を通じて地域の多くの高齢者の社会活動を応援出来るような体制を強化します。

なお、当センターが地域社会の中でその役割を十分に果たすためには多くの高齢者の入会促進を図り、地域に密着した多様な就業機会を提供するとともに、シルバー人材センターの基本理念である「自主」「自立」「共働」「共助」を実践し、地域社会からの信頼を高めるための質の良い、誠実なサービスを提供していかなければなりません。

以上のことを念頭に置き、平成22年度は、以下の事業計画を策定し積極的な事業運営を推進してまいります。

基本方針

1. 「自主・自立・共働・共助」の基本理念の徹底
2. 「安全就業」・「適正就業」の推進及び強化
3. 公益社団法人への移行申請手続き
4. 未就業会員及び少日数就業会員対策
5. 会員参画による組織運営の強化と自主的活動の推進
6. 会員増並びに事業拡大
7. シルバー人材センター事業の普及啓発
8. 職群・職域班の組織運営の強化
9. ライフサポート事業の拡充
10. シルバーママサービス事業の拡充

11. 各種講習会・研修会開催の積極的な取り組み
12. 会員による地域活動
13. 小都市高齢者社会活動支援センター条例に基づく会館の管理運営

実施計画

1. 「自主・自立・共働・共助」の基本理念の徹底

- (1) 入会説明会、新入会員研修、各種会議等でセンターの基本理念の徹底を図る
- (2) 事務局だより、互助会だより、会報「あすなろ」等による周知
- (3) 地域班や職域班による自己研修の実施

2. 「安全就業」・「適正就業」の推進及び強化

- (1) 安全就業基準の運用徹底
就業年齢制限・安全義務違反罰則・危険作業の禁止等
- (2) 『無事故チャレンジ運動2010』として7月から10月までの4ヶ月間無事故を目指し、安全意識の高揚を図る
- (3) 安全就業委員、安全就業協力員、事務局職員による安全パトロールと安全指導の実施
- (4) 作業別安全就業基準の遵守徹底
- (5) 屋外作業における保護具着用の徹底
- (6) 各現場におけるKY（危険予知）ミーティングによる手順、安全確認の徹底
- (7) 交通事故防止のための講習会開催と自転車使用時のヘルメット着用徹底
- (8) 健康診断の受診呼びかけと健康管理に関する講習会の開催
- (9) 策定した適正基準の周知徹底及び実施
- (10) 就業の均等化

3. 公益社団法人への移行申請手続き

平成23年4月1日に公益社団法人への移行を目指す

4. 未就業会員及び少日数就業会員対策

- (1) 未就業会員及び少日数就業会員の实態把握と意向調査
- (2) 就業相談による会員の实態把握と意向調査

5. 会員参画による組織運営の強化と自主的活動の推進

- (1) 理事会、各専門部会の自主運営の強化
- (2) 地区組織、地域班組織の活性化
- (3) 会員互助会の自主的運営の推進

6. 会員増並びに事業拡大

- (1) 会員の口コミ勧誘による会員獲得を図る
- (2) 役員、会員による就業開拓の取り組み
- (3) 刃物研ぎ、エアコン清掃、しめ縄づくり、パソコン教室、石焼きいも販売の独自事業の拡大
- (4) 新規事業及び独自事業の開発
- (5) 県連合会と連携を図りシルバー派遣事業への取り組みを検討

7. シルバー人材センター事業の普及啓発

- (1) 地域に根ざしたシルバー人材センターを目指す
- (2) 年2回の会報「あすなる」発行と、全世帯への配布
- (3) 市・町広報誌の積極的な活用
- (4) 全国普及啓発促進月間中の積極的な取り組み
- (5) ボランティア活動の実施

8. 職群・職域班の組織運営の強化

- (1) 会員の自主運営による職群・職域班組織の整備
- (2) 職群・職域班長を中心とした班組織の機能強化
- (3) シルバーフェスタの発展的開催、地域住民参加拡大を目指す

9. ライフサポート事業の推進

- (1) 福祉・家事援助サービス事業の普及啓発と就業開拓の取り組み
- (2) 行政、民生委員との連携による軽度生活援助サービス事業の強化
- (3) 食の自立支援事業による配食サービスの実施
- (4) 介護予防の一環として広く地域住民を対象に脳トレーニング実施
- (5) 福祉家事育児支援サービス班(パンジーの会)の組織強化
- (6) 研修並びに講習会の開催

10. シルバーママサービス事業の推進

- (1) 子育て支援事業の普及啓発と就業開拓の取り組み
- (2) 託児ルームの定期的な開放による遊びの場の提供と交流事業の実施
- (3) 母親教室の開催
- (4) 行政との連携による事業の充実強化
- (5) 福祉家事育児支援サービス班(パンジーの会)の組織強化
- (6) 研修並びに講習会の開催
- (7) 会員向け便りの発行

11. 各種講習会・研修会開催の積極的な取り組み

- (1) 会員の技能と安全意識、接遇マナーの向上を図る講習会の開催
- (2) 一般高齢者への講習会開催PRの取り組み

12. 会員による地域活動

- (1) スポーツを通して健康増進をはかり地域に貢献すること
- (2) 文化事業・同好会活動を通して教養を深め地域に貢献すること

13. 小都市高齢者社会活動支援センター条例に基づく施設の管理運営

- (1) 条例に基づく指定管理者の業務の遂行
- (2) 高齢者を対象とした各種講習会の実施
- (3) 子供と高齢者の交流事業の実施